

令和6年度上越地域におけるニホンジカ捕獲等委託事業

本特記仕様書は、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」を補足し、本事業における固有の技術的要求、特別な事項を定めたものである。

特記仕様書

1 事業の目的

近年のニホンジカ（以下、シカという。）の個体数の急激な増加に伴い、深刻化の一途をたどるシカによる森林被害への対策は喫緊の課題である。

このような中で、上越地域において現在はまだ低密度で生息していると推察されるシカの繁殖拡大の未然防止を図る観点から、本事業では、シカの捕獲等とともに、シカの行動経路を把握することを目的とする。

2 捕獲対象鳥獣及び目標捕獲頭数

シカ 10頭

10頭とは別に首輪を取付け、放獣まで行う個体を2頭

3 事業区域

新潟県妙高市関山字五万戸国有林外（別紙図面参照）

4 事業内容

本事業は、共通仕様書に定めるもののほか、（1）から（4）により実施するので、監督職員と事業開始時及び報告書作成時に打合せ等を行うこと。

（1）計画準備

ア 事業計画書の作成

共通仕様書1. 10の事業計画書の作成は、事業全体の推進・調整を図るため、必要に応じて野生鳥獣被害対策に係る関係行政機関等と打合せ及び調整を行い、関係者の意見を踏まえながら作成すること。

イ 有害鳥獣捕獲許可の申請等について

本事業を実施するための有害鳥獣捕獲許可申請は、受託者が作成のうえ、該当市町村長に申請し、捕獲作業実施前までに許可を得ること。

（2）捕獲方法

ア 実施期間

委託契約締結の翌日から令和6年12月13日（金）の間で、囲いワナ及び大型箱ワナによる捕獲作業を実施する（捕獲・見回り・給餌による誘引作業・検体・メンテナンス・埋設含む）。

ただし、令和6年7月及び8月に関しては、誘引期間とし、ワナの扉を開けたまま作動はさせず、センサーカメラによる観察のみ実施することとする。

なお、目標頭数が捕獲できた時点で、実地作業は終了とし、ワナ等の撤去を行うこと。

イ 実施時間

ワナの撤去、見回り、捕獲個体の処理等、現場での作業は原則として日の出から日の入りまでに行うこと。

ウ 実施箇所

事業区域において、事前に安全性を確認したうえで、シカ道等を中心に適地

を選定するものとする。

エ 捕獲方法

委託者において、けもの道等シカが捕獲しやすい箇所を勘案し事前に大型獣用箱ワナを4基、中型囲いワナを1基設置するので、その後のメンテナンス、見回り、捕獲個体の処理、撤去等を実施する。

止めさしについては、安全確保に留意し、適正に実施すること。

オ GPS発信器首輪の装着

捕獲作業の中で比較的健康な個体に対し、GPS発信器付き首輪（以下「首輪」）を装着し、放獣すること。首輪を装着する個体は2頭を目標とし、性別はオス・メス各1頭を基本とする。

なお、首輪装着の際には麻酔を使用し、個体の損傷を少なくすること。

カ ワナ・誘引剤・センサーカメラ・首輪の仕様

品名	規格	数量	納品等	事業終了後の返却場所
中型 囲いワナ	楽おりBig	1基	委託者が貸与（ワナは事前に設置） 受託者が整備し、委託者に返納	事業終了、返却時に指定
大型獣用 箱ワナ	楽おり	4基		
自動捕獲 装置①	おりわな みはるちゃん	1基		
自動捕獲 装置②	アニマル センサーLITE	4基		
誘引資材	鉱塩	20kg× 4	委託者が提供	残がある場合、 返却
センサー カメラ	TREL 4G-H	5台	委託者が貸与 事業終了後、受託者が整備し、委託者に返納	事業終了後、返却
首輪	Vertex GPS Lite Collar	2基	委託者が貸与	未使用の場合、 返却

キ 捕獲実施体制

捕獲体制は、2名体制、車両1台を基本として実施する。

捕獲・見回り・給餌による誘引作業・検体・メンテナンス・回収埋設含む

ク 捕獲体制における1日当たりの車両による林道等の移動距離は約7km。

ケ メール通信機能付センサーカメラを使用することで、捕獲時以外の見回りを1週間程度に1回とし、延べ13回の見回りとする。通信用SIMの購入は受託者が行い、SIM購入費は受託者が負担すること。

コ 捕獲に係る整備

林道等の除雪作業など捕獲に係る整備は委託者と協議して行う。

サ その他

くくりワナでの捕獲は、天然記念物であるニホンカモシカ等の錯誤捕獲の危険性があることから、想定していない。ただし、錯誤捕獲への対策と処理について、地元猟友会と協議し、事前に対処可能であると認められた場合、藤巻林道周辺においてのみ設置を認めることとする。その際のくくりワナー式に必要な機材等の準備は受託者が負担すること。

(3) 捕獲作業の記録

- ア 受託者は見回りを実施した誘引・捕獲状況について共通仕様書2. 4. 2 (1) 業務日誌（日報）（様式仕1～2）を作成すること。
- イ 業務日誌（日報）には、共通仕様書2. 4. 2 (2) 捕獲個体の記録写真及び下記の写真撮影基準（※）に基づいて捕獲写真を撮影し、添付すること。
- ウ 捕獲が成功しなかった日は、見回り等の実施状況写真を添付すること。
- エ 監督職員から業務日誌（日報）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

※ 写真撮影基準

本事業により捕獲したシカを用いて、県及び市町村等が行う事業による奨励金を受けてはならないため、各奨励金の支給の証拠となる部位等にスプレーペンキするなどしたシカを、必要事項（捕獲事業体名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、事業名）を明記した看板を添え撮影すること。

(4) 安全確保の体制

- ア 猟具への標識設置
捕獲に使用する猟具に標識（住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項）を装着し、捕獲作業を行うこと。
- イ その他関係機関への説明等
捕獲の内容が決まり次第、県、関係市町、環境省等関係行政機関に対し説明を行い、必要な手続きを実施する。
- ウ 腕章の着用等
従事者証を携行するとともに、所定の腕章を装着し実施する。
- エ 当日の安全管理体制
当日の実施については、安全指導體制、実施体制、緊急連絡体制図等を作成し、事業従事者全員がそれぞれの役割を把握できるよう明文化して実施する。
なお、捕獲対象鳥獣に係る感染症やダニ等の危険性を熟知し、捕獲個体の処理作業時は、適した服装で行う。
- オ 事業の中止
事業の全部又は一部の実行を一時中止する場合は、契約状況第11条に基づくほか、天候不良等により事業の実施が困難と受託者が判断した場合は、監督職員と協議のうえ、その日の事業を中止することができるものとする。この場合、業務日誌（日報）に中止の理由、監督職員との協議内容等を記載しておくものとする。

(5) 捕獲個体の処理

- ア 捕獲個体処理
車両が回収した個体は検体作業（体長、年齢、雄雌別等）を行い、共通仕様書2. 4. 2 (5) 捕獲個体記録表（様式仕3）に記入すること。林内で処分する場合は所定の場所に埋設する。この場合の埋設箇所は委託者と協議のうえ、決定する。
- イ 埋設穴の規格は、縦2 m×横9 m×深さ2 m程度を基本とする。
なお、埋設する箇所の現地状況によって、前述の規格の埋設穴を作設できない場合は、監督職員と協議のうえ、埋設穴の規格を変更することとする。
- ウ 埋設穴設置に係る手続き及び掘削・埋め戻しについては、受託者が準備し施すこと。
- エ 食肉の利用促進の観点から、自己負担により捕獲個体を食肉加工場へ持ち込

むことを希望する場合は認めることとするが、関係法令等を遵守するなど適正な措置を講じて実施するとともに、委託者から食肉利用の実態等について問い合わせをした場合には情報を提供すること。

なお、食肉加工場からの対価は受け取ってはならない。

オ 埋設場所に他の鳥獣が出没するため、埋設場所に掘り返し防止対策を受託者で施すこと。

カ 受託者が当該事業における捕獲個体のジビエ利用を計画する場合は（様式仕4、5）により整理し、委託事業実績報告書とともに提出すること。

なお、共通仕様書3. 1. 6に基づき対価の授受は認めないものとするが、受託者が自費により加工施設等に運搬する場合に加工施設事業者等から運搬費用相当額を受け取る場合はこの限りではない。

(6) 錯誤捕獲時の連絡・処理対応

事前に関係行政機関と調整し、連絡体制を整えておくこととし、錯誤捕獲が生じた場合は、連絡体制に則って対応すること。

錯誤捕獲に係る連絡及び処理費用は（実際の捕獲頭数に関わらず）受託者で負担するものとする。

事業実施区域ではニホンカモシカの生息が確認されていることから特に注意すること。

(7) 行動分析調査

首輪のGPSデータにより、個体の行動分析調査を行う。調査方法は、GPSデータの座標を地図上に落とし込み、シカの行動を視覚的に捉えられるようにする。

(8) 報告書の作成

上記4-(1)の事業計画書、(2)から(7)の捕獲・調査に係る一連の作業の実施結果、記録・写真、考察等について報告書を作成すること。

5 成果物

(1) 提出物

紙媒体：報告書2部（A4サイズ、カラー）

電子媒体：報告書及びセンサーカメラで撮影された動画等の電子データを収納したCD-RまたはDVD-Rを2部

(2) 成果物に関する留意事項

成果物の作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に適合した製品を使用すること。

6 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、上越森林管理署に帰属するものとする。

(2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 事業の履行期限

契約締結の日から令和7年2月21日（金）まで

8 その他

(1) 一般的事項

ア 受託者は、事業の進行状況を定期的に報告するほか、監督職員の求めに応じて報告するものとする。

イ 事業目的を達成するために、監督職員は、進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこれに従うものとする。

ウ 受託者は、本事業の実施にあたって、再委託を行う場合は、事前に監督職員と協議を行い、承認を得るものとする。

エ 受託者は、事業により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

オ 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、受託者は監督職員と協議を行うものとする。

カ 委託者等がこれまで実施した生息状況把握調査等必要な調査の結果報告については、委託者より受託者に対して資料の貸与等を行う。

(2) 支払対象

本事業では、捕獲目標頭数を定めるものの捕獲実績による支給ではなく、捕獲事業に要した費用について支給する。ただし、4の(4)のオにより事業の一時中止を行った日以外で、正当な理由なくして事業を行わなかった日については減額の対象とし、その日数に応じて双方協議のうえ、決定するものとする。

(3) 他の事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複はできない。（本事業で捕獲したシカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金を受領してはならない。）

(4) 委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、別紙「委託事業における人件費の精算等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出するとともに、人件費明細書を作成し、直接作業時間を確認することができる書類を整備しなければならない。

なお、人件費明細書及び直接作業時間を確認することができる書類（別紙様式12、13）については、検査の際に提示しなければならない。

(5) CSF対策

CSF(豚熱)の感染拡大防止のため、新潟県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。